

平戸市監査公表第5号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の報告がありましたので、地方自治法第199条第14項の規定により、措置改善事項を公表します。

令和8年4月3日

平戸市監査委員 大浦 雄二
平戸市監査委員 首藤 毅彦



第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく財務監査、行政監査及び定期監査

第2 措置を講じた部局及び意思決定を行った部局
財務部税務課

第3 監査の期間

令和6年5月27日から28日まで

第4 措置を講じた内容及び意思決定を行った内容

別紙のとおり

定期監査「指摘事項等」に係る措置状況一覧表

【措置を講じた部局：財務部税務課】

区 分	内 容	措置状況
指摘事項	<p>1 入湯税の督促状発布について 地方税法 701 条の 16 で、「特別徴収義務者が納期限までに入湯税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、市町村の徴税吏員は、納期限後 20 日以内に、督促状を発しなければならない。」となっているが、令和 4 年度において、督促状の発布がなされていなかった。法令に基づき適正な事務執行に努められたい。</p>	<p>入湯税担当者と督促状発布担当者との連絡を密にし、毎月月末に未納の確認を行い、法令に基づき督促状を発布しております。</p>
	<p>2 予定価格調書について 予定価格が、平戸市契約規則第 23 条に定める額を超える契約を随意契約で行う場合、同規則第 9 条及び第 25 条の規定により予定価格調書を作成することになっているが、作成されていない事例が複数見られたので、同規則に基づき適正な事務執行に努められたい。</p>	<p>令和 5 年度より、平戸市契約規則に基づき予定価格調書を作成しております。今後も、適正な事務遂行に努めます。</p>
指導事項	<p>1 公印の使用について 平戸市公印規則別表第 1 (8) に規定されている税務課長保管の市長公印使用区分は、「税務関係諸証明及び滞納処分用文書」とされているが、使用区分に規定されていない申込書に押印されていた。公印の使用にあっては規則に基づき適正な事務執行に努められたい。</p>	<p>誤った取扱いがないよう職員に対し周知いたしました。 今後は規則に基づき適正な事務遂行に努めます。</p>
	<p>2 平戸市公衆用道路に係る固定資産税等非課税適用について 平戸市公衆用道路に係る固定資産税等の取扱要綱第 6 条で、「当該認定</p>	<p>現在は、納税義務者から申請があった場合、本規定に基づき速やかに認定を行い、納税義務者へ通知することとしております。</p>

区 分	内 容	措置状況
	<p>を行った日の属する翌年の1月1日を賦課期日とする年度から固定資産税等を課さないものとする」とあるが、令和4年中に申請があり、令和5年度課税分より非課税となった公衆用道路認定申請6件については、令和5年3月30日に決裁されていた。認定の決裁においては令和5年度賦課期日までに行う必要があったことから、規定に基づき適正な事務執行に努められたい。</p>	